

**障害者総合支援法等の改正法成立**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が、令和4年12月16日に公布されました。8つの法律が一括改正となったうち、障害者総合支援法に関する改正内容について、全てではありませんがご紹介します。

**○就労選択支援**

障がいのある方本人が就職先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスを創設することとされました。

**○就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用**

企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復帰を目指す場合に、障がいのある方が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることとされました。

**○共同生活援助（グループホーム）**

グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退去後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、明確化されました。

2023年1月6日

**○障害福祉サービス事業者指定**

通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができるとされました。（指定都市等は、政令で規定予定）

**○基幹相談支援センター**

地域の相談支援の中核機関としての役割・機能の強化を図るとともに、基幹相談支援センターの設置に関する市町村の努力義務等を設けることとされました。

**○地域生活支援拠点等**

障害者総合支援法に位置付けるとともに、地域生活支援拠点等の整備に関する市町村の努力義務等を設けることとされました。

**○（自立支援）協議会**

障害のある方の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設けることとされました。

他にも、精神保健福祉法や障害者雇用促進法等も改正されました。今後は、次期障害福祉計画等の基本指針見直しや、今回の改正法のほとんどが施行される令和6年度には報酬改定も予定されています。

**編集後記**

今年もどうぞよろしくお願いいたします。

今回ご紹介した改正法について、具体的な内容は省令等で定めるとされている内容が少なくなく、今後も動向を見守りつつ、引き続き皆様のお役に立てる情報を発信していきたいと思っております。

さっぽろ地域づくりネットワーク

ワン・オール



〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目

市民活動プラザ星園 302号

TEL：011-213-0171

FAX：011-213-0172

E-mail：[sapporo@one-all.net](mailto:sapporo@one-all.net)URL：[one-all.net](http://one-all.net)